

○文部科学省告示第二百二号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十八条の二（同令第百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

文部科学大臣 末松 信介

国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の一部を改正する告示

国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例（平成二十七年文部科学省告示第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

一 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校において、教育基本法（平成十八年法律第二十号）及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校の教育の目標に関する規定等に照らして適切であり、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして次号に定める基準を満たしている場合には、高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）第1章第2款3（1）エ又はオに規定する学校設定科目又は学校設定教科に関する科目（以下「学校設定科目等」という。）として開設された国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目のうち、次の表の上欄に掲げる科目を履修したときは、同表の下欄に掲げる同章同款3（2）アに規定する必修教科・科目及び総合的な探究の時間（以下「必修教科・科目等」という。）を履修したものとみなし、当該上欄に掲げる科目について修得した単位数のうち、当該下欄に掲げる必修教科・科目等の単位数として当該国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校が認める単位数（同章同款3（1）イに規定する標準単位数以下の単位数に限る。）については、当該必修教科・科目等として修得したものとみなすことができること。

ランゲージA…ランゲージ・ア ンド・リタラチャー	現代の国語
ランゲージA…ランゲージ・ア ンド・リタラチャー	言語文化
ランゲージA…リタラチャー	言語文化
ジオグラフィ	地理総合
ヒストリー	歴史総合
マセマティクス…アナリシス ・アンド・アプローチ	数学I
マセマティクス…アプリケー ションズ・アンド・インタープ	数学I

改正前

一 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校において、教育基本法（平成十八年法律第二十号）及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校の教育の目標に関する規定等に照らして適切であり、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして次号に定める基準を満たしている場合には、高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）第一章第二款の4又は5に規定する学校設定科目又は学校設定教科に関する科目（以下「学校設定科目等」という。）として開設された国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目のうち、次の表の上欄に掲げる科目を履修したときは、同表の下欄に掲げる同章第三款の1に規定する必修教科・科目及び総合的な探究の時間（以下「必修教科・科目等」という。）を履修したものとみなし、当該上欄に掲げる科目について修得した単位数のうち、当該下欄に掲げる必修教科・科目等の単位数として当該国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校が認める単位数（同章第二款の2に規定する標準単位数以下の単位数に限る。）については、当該必修教科・科目等として修得したものとみなすことができること。

ヒストリー	世界史A
ヒストリー	世界史B
ヒストリー ハイヤーレベル	日本史A
ヒストリー ハイヤーレベル	日本史B
ジオグラフィ	地理A
ジオグラフィ	地理B
マセマティクス…アナリシス ・アンド・アプローチ	数学I

備考 表中の「」の記載は注記である。

二〇四「略」

セオリー・オブ・ナレッジ	総合的な探究の時間	ライティング	物理基礎
ランゲージB	英語コミュニケーションI	フィジックス	
ヴィジュアル・アーツ	美術I	ケミストリー	
ミュージック	音楽I	バイオロジー	
		化学基礎	
		生物基礎	

二〇四「略」

セオリー・オブ・ナレッジ	総合的な探究の時間	マセマティクス…アプリケーションズ・アンド・インタプリテーション	数学I
ランゲージB	コミュニケーション英語I	ライティング	
ヴィジュアル・アーツ	美術I	フィジックス	物理基礎
ミュージック	音楽I	ケミストリー	化学基礎
		バイオロジー	生物基礎

## 附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。ただし、この告示による改正後の国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の規定は、同日以降高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条（同令第百十三条第一項で準用する場合を含む。）の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用し、同日前に高等学校に入学した生徒（同日以降に同令第九十一条の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定については、なお従前の例による。